

## 欠損金の繰戻しによる還付請求

**Q** : 金融機関の不良債権処理を早期に解決するため、税制改正で欠損金の繰戻し還付の凍結解除が要望されていると聞きました。現在、この制度による還付は一切認められていないのでしょうか？

**A** : この制度は、特定の法人を除き、平成4年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については適用がありません。

### 【解説】

青色申告書を提出した事業年度の欠損金額は、5年間の繰越控除に代えて、その事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の額のうち、一定の金額を還付請求することができるかとされています。

しかし、上述したとおり、現在この制度は特定の法人を除いて適用がないのですが、次の事実が生じた場合には、還付が受けられることとされています。

①解散②営業の全部の譲渡③会社更生法等の法律の規定による更正手続の開始④一定の事実が生じたことにより欠損金の繰越控除の適用が困難になる場合⑤民事再生法の規定による再生手続開始の決定⑥商法の規定による整理開始の命令

また、一定の中小企業者に該当する法人の設立等の日を含む事業年度の翌事業年度からその事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度に生じた欠損金額についても、還付が受けられます。

